

[講演記録] 志摩国(現鳥羽市・志摩郡)の津波記録について

鳥羽市文化財調査委員* 村山 眸

Historical documents on the tsunamis of Toba

Hitomi MURAYAMA

Cultural property investigating committee, Toba City, 162 Sakate-cho, Toba, Mie, 517-0005 Japan

§1. はじめに

伊勢湾口に位置する神島(鳥羽市神島町)の弁天岬南約 6.5 キロ程, 菅島(鳥羽市菅島町)の黒崎東約 7 キロ程の所に, 「鯛の島」と言う漁礁がある。「絶えの島」と呼ばれたが, 鯛の漁礁であるので「鯛の島」と呼ばれるようになった。鮑の漁礁でもある。漁師の網に土器などがかかり, 現在, 潜水調査が行われている。

島は, 「もと神島と地続きだったが, 分断されて島になった」と言われている。

島に1村があったが, 津波か異常高潮で壊滅した。そのため, 天正六(1578)年(天文六(1537)年とも言われる)に神島に移住した。その一部が, 知多半島内海に移住した。島にあった村は, 長島村と呼ばれた。善法寺という寺があったが, 遠州に移転し新豊院となった, と言われている。

新豊院は, 浜松市に現存する曹洞宗の寺院である。この話は, 伝説めいていて, 文献資料等はない。

近世の二大地震・津波と言われる「宝永四年」と「嘉永七年=安政元年」の二つの内, 「宝永四年」についての記録は少ないが, 「嘉永七年=安政元年」についてはかなり記録がある。これらの記録の一部を紹介する。

ここに掲載した史料は, 縦書きが本来の形であるが, やむをえず横書きにする。

§2. 宝永四(1707)年10月4日の地震・津波について

2.1 国府村(志摩郡阿児町国府)の記録

宝永地震・津波についての記録はほとんどないが, 『宝永四丁亥十月四日両難書付』(『志摩国郷土史』中岡志州著(1975); 史料1)に, 「四日午ノ刻、晴天殊ニ暖気ニテ…」と, その概略が述べられている。

2.2 享保十一(1726)年『村指出帳』

(1) 鳥羽藩領の農地被害

享保十(1725)年10月18日, 松平光慈から稲垣昭賢へと鳥羽藩主が交替した。翌年, 鳥羽藩領全村から「村指出帳」が提出された。それらは全て徳川林政史研究所に保管され, 鳥羽市立図書館に写本がある。それによると,

志摩国(56か村の内)

被害記載あり(26か村)

堅神・安楽島・船津・相差・畔蛸・千賀・堅子・浦・桃取・穴川・下之郷・飯浜・坂崎・神明浦・立神・鶴方・塩屋・迫子・桧山路・浜島・越賀・片田・船越・三ヶ所・国府・甲賀

被害記載なし(30か村)

鳥羽・小浜・坂手・河内・岩倉・松尾・白木・国崎・石鏡・答志・菅島・神島・五知・沓掛・山田・上之郷・恵利原・築地・迫間・南張・御座・和具・布施田・波切・的矢・渡鹿野・安乗・志島・畔名・名田

伊勢国分(17か村の内)

被害記載なし

となっている。被害記載があるのは全て海岸村であるが, 海岸村でも被害記載のない村(下線)がある。

(2) 現鳥羽市内各村の農地被害

同「村指出帳」には, 田畑の被害のあとに, 次のような記述がある。

「二十年以前亥ノ年、津波にて潮入りに罷りなり、御代々御見分の上一作御引き下され候」
「二十年以前亥ノ年、津波にて潰れ地罷りなり、年々御引き下され候」

など記載され, 次の被害が報告されている。

堅神村	1町9反0畝24歩	2か所
安楽島村	1町4反5畝09歩	1か所
浦村	5町4反6畝26歩	6か所

* 〒517-0005 三重県鳥羽市坂手町162

中岡志州著「志摩国郷土史」(1975)より
国府村 小林虎雄家文書写

宝永四丁亥十月四日 両難書付

四日午ノ刻、晴天殊ニ暖気ニテ風波モナキニ、大地震ユリ申シ候、ソノ間ヲ勘ルニ一時ヲ六ツニシテ、ソノ一ツ程長くゆり、大方家ユガミ、少シ古キ瓦葺キハ瓦オチ申シ候
即時ニ津浪ト浜ヨリオメキ、郷中騒キ家々馬引キ出シ、男女老若山へ逃、ツナミノ在所へ打上ゲ候ヲ山ニテ見分申候事

一 津浪数、四浪共五浪共、見分ノ所ニヨリ人ニヨリ違申し候、四日ノ八ツ前ヨリ七ツ下リ迄ニ右之波打上申候、一波打二浪打申候間ニ、山ヨリ家へ帰り用所達申間有之候
(中略)

一 前二浪ニテハヒクキ稲場へハ汐上リ、下村ノ稻ナガシ下ノ家二三へモシホ入申候、三浪ニテ高キイナバへモ汐上ゲ村中イネモミナガシ、四浪メ大キ成浪ニテ、浜手家一家又二家通潰申候、三家目ハ半潰家多シ
(中略)

一 潰レ家五六十、半潰家五六十、此外馬ヤハ七八十ミジンニ成申候
一 作遅キ年カ、九月中ニ不残カリ取不申、少ハ田ニカリ残モ有之候、大方村中浜へ取ヨセ、或ハホシ又ハイナムラニツミ申シ候ヲ、ツナミニテイネ残ラズナカシ、其田浜ニテ女トキ申候モミ、人ニヨリ前方コキ申初モ、浜へ出シホシ家々へモホシ申モミ不残汐ニナリ、村中大損仕候、但ヲケニカタワラへ入申候ハ大方助リ申候
(中略)

一 新田ト申ハ、地震ニテユリツブレ、其上高浪ニテ破リ候テ古新田迄不残大破、十人之内所ニヨリ一人ハ小破モ有之候、本田モ所ニヨリ大小之破損共有之候
(中略)

一 十一月二十三日ヨリ、富士山トアシ高山間ヨリ火烧出、火ノコチリ夥敷沢山ニ見エ申候
(中略)

一 小地震ハ、十月四日夜ヨリ十二月十二日昼前マデ、然共追日チイサクユリ申候

相差村	12 町 7 反 9 畝 00 歩	6 か所
畔蛸村	1 町 2 反 1 畝 06 歩	3 か所
千賀村	1 反 0 畝 15 歩	1 か所
堅子村	4 畝 18 歩	1 か所
桃取村	8 反 0 畝 00 歩	1 か所

相差村は、田畑の持ち高も多いが、対象となる面積 47 町 7 反 4 畝 1 歩の約 26.8%が被害を受けている。

浦村は、田畑の被害も多かったが、家財の損害も多く次のように記載されている。

「松平和泉守様御代二〇年以前亥の一〇月、津波に付き村中家財并に稲籾俵物残らず流失仕候に付き、村中御年貢御赦免遊ばされ下され候。但し、いじか村出作の義は御上納仕候。村中の者ども喝命申すに付き、一人に付き米五升づつ三年賦に御拝借仕候。田地百姓手前にて普請叶い難き所御願ひ申し上げ、御代官様御見分遊ばされ人足何程と御積もりなされ、一日一人に付き御扶持米五

合づつ下され候御事」

船津村は、早くから新田開発を行っていたが、しばしば津波・高潮の被害を受けた。

「船津村 松平和泉守様御代、舟津村新田堤二〇年以前亥年津波にて破損仕り、加茂五か村・磯部組より寄せ人夫罷り出で相勤め、御扶持米一日一人に付き五合づつ下され候。右惣じて御扶持米の義は御年貢継ぎに仕り候。併しながら、百姓迷惑仕り候節は、その時々申し請け候御事」

加茂 5 か村の他の村岩倉村・河内村・松尾村・白木村についても、右同様の記載がされている。

§ 3. 嘉永七(1854)年 11 月 4 日の地震津波について 3.1 松尾村(鳥羽市松尾町)の記録(文書)

松尾村には、嘉永七年=安政元年の地震・津波が記載された 2 種の記録がある。ひとつは、庄屋の記録「萬控」である(史料 2-1,2-2)。もうひとつは、寄老会の一老が伝承している「大福帳」(諸記録)である(史料 3)。

大地震津波の筆記
 安政元年甲寅十一月四日朝五時半頃、俄ニ大地震引続ひて大津波ニて、凡鳥羽御城内においても、諸々の高屏残らず打やぶれ、御玄関前ハ上之柱之根迄附、尤御門ハ残り、又御馬之儀は八幡山江上り相助け、猶御家老衆中之御宅も右同断之事、相橋御門ハ残り、其外岩崎之御家々も大方いたみ、福泉坊ハみじんにくだけ、其外板屏割場之家々杯不残やぶれ、本町口御門茂打ちたおれ、其後万力にて是を起し、但シ本町は半分頃迄津波につかり、片町は常安寺口迄汐行、横町辺ハ光岳寺之御門之石面迄参り、舁形之御門は残り、お堀之儀は行ぬけニ相成、又中之郷ハ一軒も不残、戸・障子・箆・長持之類皆々流行事、大海に浮たる船破舟仕たるが如し、勿論始メの地震を恐れ船に乗りたる人此時五六人死ス、又川岸ばたの家ハ或はたをれ或はくだけ、横町・藤茂右同断、是に依て子供は申ニ及ばず、老若男女さげぶ声天地に響く有様に、何様此時こそ日頃之欲ハさらになし、只命を願ふ斗りなり、依而家中町家之人々ハ山々谷々に住居をし、頃ハ霜月上旬之事なれハ、寒夜の凌憂ふる事誠ニ目茂当られぬ次第ニ而、加茂辺より見舞として米、薪之類、其知るべ知るべへ運事あげて算へ難し、且又五日より日々御城内之人足ニ参り、加茂五ヶ村より都合千人之御手つだいにて、やらい竹并ニ繩杯も懸り、尤其後夫食米として、壺人前ニぬれ米之むしたる米六合宛下され、繩・竹之代も下り候、其外之海辺通り、先堅神村は観音院本堂斗り残り、是よりひくみの家々は皆々流れ、玉泉寺は凡地面より八九尺程つかり、又小浜・桃取・答志村是皆同断、菅嶋村は差たる事茂無之、坂手村は寅之前迄井戸へ汐くずれこみ、尤家々にはかまもなく、又船津村は三四ヶ所之新田堤ミやぶれ、木場之木は不残流れ、汐ハ森の下迄来りて大海を見るが如し、加茂はこぶし山辺の川迄汐来り、扱又安楽島村は、十月廿四日之夜九時よりの大やけにて、誠ニ難渋至極之折から、又候此度の津波ニて、水火之せめ苦にあふが如し、伝法院茂十月之大やけに焼失致し応永寺斗り残り、其外今浦・本浦ハ是も寺斗り残り、田畑ニ幾千という魚流死ス、相差村も大方ながれ、甲賀村はわけて死たる人其数をしらす、越賀村は晋門寺茂流レ、其外海辺の村々ハ少々宛之事ニ候、此辺茂五七日之間ハ地震度々やむ事なし、此故に麦畑ヶ杯に戸板がこひの小屋をしつらい、我家をにげ去り、但し火番等は村中替る替る嚴重ニ相廻り候事、末世に至り記録共ならん為、今安政四年丁巳冬改免記ス、今において茂汐の高満未だやまざりけり

(松尾町内会所蔵文書)

大地震津波の筆記

安政元年甲寅十一月四日朝五時半頃、俄ニ大地震引続ひて大津波ニて、凡鳥羽御城内においても、諸々の高屏残らず打やぶれ、御玄関前ハ上之柱之根迄附、尤御門ハ残り、又御馬之儀は八幡山江上り相助け、猶御家老衆中之御宅も右同断之事、相橋御門ハ残り、其外岩崎之御家々も大方いたみ、福泉坊ハみじんにくだけ、其外板屏割場之家々杯不残やぶれ、本町口御門茂打ちたおれ、其後万力にて是を起し、但シ本町は半分頃迄津波につかり、片町は常安寺口迄汐行、横町辺ハ光岳寺之御門之石面迄参り、舁形之御門は残り、お堀之儀は行ぬけニ相成、又中之郷ハ一軒も不残、戸・障子・箆・長持之類皆々流行事、大海に浮たる船破舟仕たるが如し、勿論始メの地震を恐れ船に乗りたる人此時五六人死ス、又川岸ばたの家ハ或はたをれ或はくだけ、横町・藤茂右同断、是に依て子供は申ニ及ばず、老若男女さげぶ声天地に響く有様に、何様此時こそ日頃之欲ハさらになし、只命を願ふ斗りなり、依而家中町家之人々ハ山々谷々に住居をし、頃ハ霜月上旬之事なれハ、寒夜の凌憂ふる事誠ニ目茂当られぬ次第ニ而、加茂辺より見舞として米、薪之類、其知るべ知るべへ運事あげて算へ難し、且又五日より日々御城内之人足ニ参り、加茂五ヶ村より都合千人之御手つだいにて、やらい竹并ニ繩杯も懸り、尤其後夫食米として、壺人前ニぬれ米之むしたる米六合宛下され、繩・竹之代も下り候、其外之海辺通り、先堅神村は観音院本堂斗り残り、是よりひくみの家々は皆々流れ、玉泉寺は凡地面より八九尺程つかり、又小浜・桃取・答志村是皆同断、菅嶋村は差たる事茂無之、坂手村は寅之前迄井戸へ汐くずれこみ、尤家々にはかまもなく、又船津村は三四ヶ所之新田堤ミやぶれ、木場之木は不残流れ、汐ハ森の下迄来りて大海を見るが如し、加茂はこぶし山辺の川迄汐来り、扱又安楽島村は、十月廿四日之夜九時よりの大やけにて、誠ニ難渋至極之折から、又候此度の津波ニて、水火之せめ苦にあふが如し、伝法院茂十月之大やけに焼失致し応永寺斗り残り、其外今浦・本浦ハ是も寺斗り残り、田畑ニ幾千という魚流死ス、相差村も大方ながれ、甲賀村はわけて死たる人其数をしらす、越賀村は晋門寺茂流レ、其外海辺の村々ハ少々宛之事ニ候、此辺茂五七日之間ハ地震度々やむ事なし、此故に麦畑ヶ杯に戸板がこひの小屋をしつらい、我家をにげ去り、但し火番等は村中替る替る嚴重ニ相廻り候事、末世に至り記録共ならん為、今安政四年丁巳冬改免記ス、今において茂汐の高満未だやまざりけり

安政四丁巳極月廿六日書

庄屋 作助 同 三兵衛 肝煎 与三右衛門 惣代 千代吉 賄 若吉・林蔵・忠助・文蔵

寄老会とは、古くから松尾村の伝統的行事や財産を保持してきた会である。10人程で構成され、その長を一老と言う。

「萬控」には、嘉永7年11月4日の地震・津波の記録が2か所にある。

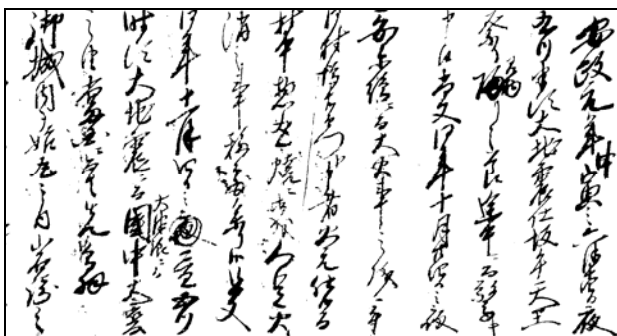
3.2 寺の記録(石碑)

(1) 浦(鳥羽市浦村町本浦)・清岩庵の碑

清岩庵への坂を登り、山門を入った左側に津波の碑がある(図1)。元は右側にあったが、平成7年に寺を建て直した時に現在地へ移したと言う。碑文は、清

史料 2-2 松尾村『萬控』別記録

安政元年甲寅之六月十四日夜九ツ半頃、大地震仕、坂手天王祭り見物帰り之節、途中ニ而驚キ申候、尚又同年十月廿四日之夜、安楽嶋ニ而大火事之儀ニ付、同村増右衛門ト申者火元仕候間、村中惣丸焼ニ相成、人足火消之事夥敷参り候、且又同年十一月四日之昼五ツ時頃、大地震ニ而大津波ニ而、国中大変之由、当国ニ而は、先鳥羽御城内ヲ始、丸之内・岩崎之辺大方家中流レ、町家痛ミ候事大變也、近辺之村方今浦・本浦・安楽嶋之辺津浪之高サ、安楽嶋方は応永寺之広庭迄津き来ル、本浦ハ凡三丈斗りも塩水津き、今浦惣流寺之石だん迄津き、家居式三軒残り申候、浦々嶋々申ニ不及、津浪ニ付人死数しれず、田畑痛み候儀は筆紙ニ難申尽、船津杯は寺谷奥迄津浪くる事、田地大新田・古新田不残大海之如く、津浪来り大あれの事其数かぞへ難し、夫より安政二年ニ代り、追々年かわり候而茂、塩高満チ致し、地震之やまざる事時々也



(松尾町内会所蔵文書)

史料 3 松尾村寄老会 一老伝承記録 『大福帳』

嘉永七年甲寅十一月四日

大じしんニ而、鳥羽御城下不残四ツ時^{ママ}大志震、并四ツ半時大津浪ニ而、丸ノ内・岩崎并本町口御門・藤口水門・鍋ヶ崎水門メ三ヶ所流申候、并ニ加茂岩倉村小ひや門迄津浪ヶ参り申候、船津村寺田辺より木浜不残流レ申候、安楽嶋十月廿四日ニ出火ニ而惣焼ニ合申候、四日之四ツ半時の津浪ニ残物皆流シ申候、并ニ堅神村も家敷十三軒流レ、両寺ハ浪破レ申候、浦村ハ両村共五六軒ツハ残り百軒余流申候、相差村九十六軒流申候、国崎村浦の石鏡道森本より七丈五尺浪上、家三軒流人死ハ五人御座候、前大との浜ハ盆じほ之程ニ御座候、甲賀村も式百軒流レ人死ハ十人死ス、和具村ハ式百軒流ル也、人死三十六人、越賀村も少々流レ、大蔵寺ハ少脇へ持行流ト聞、熊野辺ハ不残右之通り流ル、尾わしなども千軒之所千人余死ト承り申候

此六月十四日、勢州伊賀ハ御城下并こふり山城下、四日市此近辺ハ不残、此六月十四日之夜八ツ時の大じしん、皆家御城共破申候故、まれ成事故記ス也

十一月四日四ツ時のじしんニ、此時御薬師様づしこけ、御身体も少シいたみ申候

岩庵六世文鳳の作である。

この寺は相当高台にあるが、寺門の所で三寸ほど潮が上がったと記されている。人家の大半は水没したろうと想像できる。

碑文の冒頭に、「嘉永七年甲寅十一月四日、天気陰惨」とある。他村は、

相差村「天気殊の外晴れやかなる天気にて・・・」
『鳥羽市史 下巻』(1991)

菅島村「其の時之天気晴天、西雲造り候・・・」
『鳥羽市史 下巻』(1991)

船越村「此日一天静にて風も吹ず雲もなく・・・」

『大王町史』(1994)

和具村「晴天海静西風少々生す・・・」

『志摩町史』(1978)

国府村「朝上天気にて、追々田畑へ参り候・・・」

『阿児町史』(2000)

浜島村「朝天気能御座候処・・・」

『近世志摩国浜島資料集』山崎英二著(1967)

などと記録している。「天気陰惨」は、ここだけである。



図1 清岩庵の碑(約50×95cm)

(碑文)

嘉永七年甲寅十一月四日、天氣陰慘、卯時地大震、巳時滄海潮如湧、白浪如山、須臾至村前中央、直衝山腹、入寺門者三寸許、此時民屋頽裂、財物盡亡、男女老少只以免死為幸、或構草舍、或苫覆而待震之定、殆一月余、其辛苦豈可言哉、諺曰、震動之後海嘯必至、今果遭是災、因記大略以示將來者

安政五戊午年五月 現住文鳳記焉

(背面) 為村中安全 世話人 谷川文右エ門



図3 国崎村常福寺の「津浪流失塔」(約70×35cm)

碑文は、次の通りである。

津浪流失塔

維時、安政元寅霜月四日五ツ時大地震、暫シテ大津浪五ツ後ヨリ四ツ時迄有之、於当村浪高サ彦間而七丈五尺、此处家数四軒流失、從其崎宮二社流失有之、城山・坂森両山打越、数船并網致流失、浜手田畑荒数ヶ所、流死人六人、右為永世此处立置、諸人者見之可有心得事書記畢

(左面) 安政四巳年

施主 当村庄屋 善 右エ門

肝煎 三良右エ門

惣代 忠 作

同 新 蔵

- 1)「彦間^{ひこま}」とは、常福寺の北東方向の海浜である。志摩半島では、一番初めに津波が襲来した浜である。
- 2)流死人6人の内、4人は当日、1人は8日に、最後の1人は18日に死亡が確認(死体発見)されたと言う。
- 3)「崎宮二社」は、鎧崎にあった海士^{あまかづさめ}潜女神社と劍宮社であると言う。



図2 大江寺下道路脇「津波石」

(上)坂の上が大江寺

(下)俗称「津波石」約70×20×15cm

(2) 今浦(鳥羽市浦村町今浦)大江寺下道路脇「津波石」(土地の人の俗称)

大江寺への坂道左側、海拔約 4 メートルの所にあり、潮先地点を表している。「大津浪塩先標柱」と刻まれている(図 2)。

以前、ガードレールが設置され、覆い隠されるようになっていた。平成 14 年 11 月に、ガードレールを一部取り払い囲いが設置された。

(3) 国崎村常福寺の「津浪流失塔」

国崎町常福寺の寺門左側に、「津浪流失塔」がある(図 3)。以前は、同寺境内の別の場所にあったが、いつの頃か現在地に移したと言う。

(4) 志摩郡志摩町越賀・大蔵寺の碑

大蔵寺は、国道 260 号を山側へ少し登った所にある。境内入口左側に「津波流倒記」碑が建っている(図 4)。



図 4 大蔵寺の碑 (大蔵寺一写真中央が「津波流倒記碑」)

(表面)(碑文 上部に四行)

経曰

一仏成道 觀是法界 草木国土 悉皆成仏

津波流倒記

一 維時嘉永七・安政改元甲寅十一月四日辰下刻、大地震ニ付道路披破れ、浜ハ踏込、井戸水渴滅、驚怖之内暫時津波満寄、無程潮干去、常々不見底瀬相見、汐干凡三四尋有之所、相頭哉否、未申方より如山高さ三丈斗大浪湧出、如矢当村江押還、波先五六丁程込入、御高札場及普門寺相倒、在家式拾壺軒、納屋拾四ヶ所、土蔵二ヶ所流失、又二拾四軒、土蔵六ヶ所大潰并破損、常舞台ハ神祇の加護にや無事、浜辺筋田地砂入、大荒二町三反八畝拾七歩、畑三反拾四歩、船数四拾壺艘流失・同破船、網類百二拾帖、溺死三人、誠ニ肝をひやし、親子尋間なく家財打捨、着俣我先と高所へ逃去、音声四方に響喧事難記、毎夜野宿小屋住居、其時只奉仰神仏御威光而已、翌卯四月迄震動あれ共時日を不記、向後若地震あらハ火消置、財宝迷ハス、老人子供は勿論、喰物持参之上早々高所江退、夜中は猶更油断なく、欲に迷ハ身命危しと、平生心得べし、依而此事実、紙冊に残さんと欲すれ共朽易故、今愚昧の乱毫を染て石に勒し、末世の一助に備んとす、恐ハ後世人予微志の拙を謗し給ん事を顧す、爰に誌置もの也

安政二乙卯五月 日 小川良忠謹建焉

(背面)(碑文)

一 逢津波極難涉者江、御殿様より米・金・衣類杯被為下置候事

一 宝永四亥十月四日未之刻、大地震津波にて家屋敷・田畑砂入大荒聞伝、当安政元寅年迄星霜百四拾八年成也

一 鳥羽御城内外堀不残流失大破、藤・中之郷ハ勿論本町・片町迄汐込入、厚被為有御心配候御事

一 去丑寅兩年、大国巫墨利加船、相州浦賀并大坂川口迄渡来ニ付諸国大騒動、当村方も宿割・兵糧・明松・草鞋・釘等迄用意手配仕候事

一 津波にて打破瓦少々拾ひ集、末世疑惑なき証拠として、此土堀築構置也

一 本州神鳴村漁舟拾七艘、当浦入津之所、津浪ニ而拾六艘破船、溺死拾四人有之、御役所様江御届之上当村江葬候事

右施主 浅原伝三郎

3.3 神島漁夫の遭難

志摩郡志摩町和具と越賀の境、国道 260 号を挟んで両地区の共同墓地がある。越賀の墓地に「神島墓」がある(図 5)。

漁船 17 艘に各 4 人乗り、合計 68 人が熊野灘沿岸に「鯛延べ縄」の出稼ぎ漁に出、帰路越賀港に滞留していて津波に遭った。越賀の西方岩井崎沖の通称「矢摺」(やすり)礁で破船したと言う。

54 人は助かり 14 人が溺死した。5 遺体があがり 9 遺体は行方不明になった。遺体は、同村宝珠院へ埋葬したと言う。

神島には、「歎仏会」と言う行事がある。毎年、旧暦 3 月 25 日に行われる。この日は、歎仏供養の日として、好天でも出漁しない。浜施餓鬼を行い、海難死した漁師の冥福を祈る。魚の放生もする。

寛政 12(1800)年 3 月 25 日正午過ぎ、天候の急変により、出漁中の漁師が 121 人遭難死した。島の男多数を一度に失った。以来、この日に「歎仏会」を行っている。

この「歎仏会」の前に、神島漁協の役員・子孫・関係者が、越賀共同墓地の「神島墓」へ参り供養をしている。



図 5 神島墓

前方墓

(正面)「十四人戒名」(略)(約 20×14×45cm)

(右面)明治十三年庚申八月建(27 回忌)

(左面)神嶋墓

後方墓

(正面)神島海難者供養塔(約 25×25×64cm)

(右面)安政元年十一月四日午前十時

(背面)昭和四十九年七月 神島漁業協同組合建之

(左面)大地震大津波による神島漁船難破十四人の
霊を弔う

3.4 鳥羽町鳥羽藩士の記録

加藤曠定は、安政四(1857)年『志州鳥羽藩禄高控付明細帳』によると、「御側坊主 六石貳人扶持」である。加藤家『家譜』に安政大地震・大津波の記録がある(史料 4)。

3.5 安楽島村(鳥羽市安楽島町)の受難

『郷土志摩』第 24 号「地震と海嘯と火事」(1958; 浜口良光稿)には、以下のように記されている。

嘉永七年(安政と改元)六月十四日大地震があり、それから断続して閏七月まで大小十回あった。ところが十一月四日に至って、俄然大地震が起り大海嘯を伴った。地震の起ったのは午前八・九時の間で、海嘯の襲うたのは同十時頃だった。海嘯は四回来たが初めの三回は小さく、四回目が大きかった。三丈～五丈の高波と伝えられている。安楽島では高台にある応永寺の床へ三尺上がった(推定、海面より二十五尺位=約七・五米)。

これより先、同年十月二十四日夜、二地浦に鯿の楯漁があり、全村漁獲に従事している際、午後十二時頃から火事起り、七十八軒(八十六軒とも言う)焼失、全村の九十パーセントを失ったが、その後十日にして起ったこの海嘯は焼け残りの土蔵十六戸を流し去った。しかし死者はなく、鳥羽でさえ数人の死者に止まった。それは海嘯は三～四回目に大きいのが来るので、一～二回目の小さい内に逃げる余裕が十分にあるからである。

安楽島は、この火災と海嘯のために、ほとんど古い記録を失ってしまった。

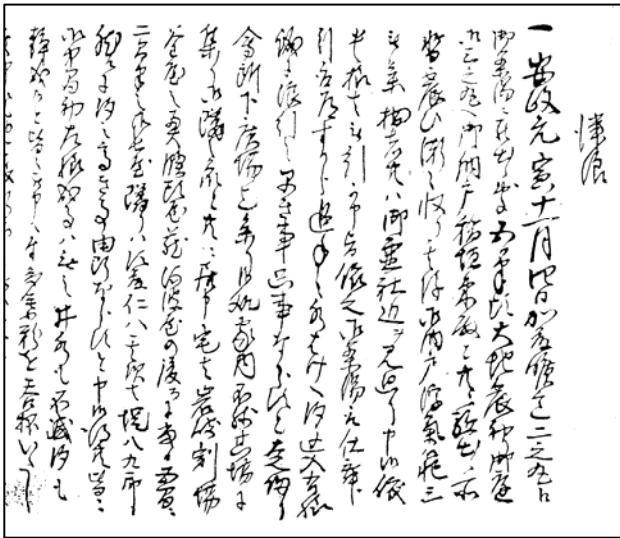
3.6 松坂町(松阪市)商人の救援資金

『郷土志摩』第 43 号(1972)掲載の西世古恒也氏論文「志摩沿岸の安政大津波と松阪市市島家の恩義について」によると、嘉永 7 年 11 月 4 日の大地震・大津波で、志摩地方は大被害を受けた。その頃、当地方を得意先としていた松坂新町の茶問屋長崎屋(一島)庄三郎は、このことを伝え聞き、鳥羽藩主へ金 500 両を差し出し、復興のため無利息・無期限で利用してほしいと申し出た。

この資金は、10 か村に貸し付けられた。

金 100 両	和具村・甲賀村・安楽島村
金 50 両	浦村・相差村
金 40 両	越賀村
金 20 両	小浜村
金 15 両	度会郡村松村・中郡村
金 10 両	堅神村

史料4 加藤家『家譜』(元鳥羽市鳥羽在住・加藤志津夫氏提供文書)



津浪

一 安政元寅十一月四日、加藤曠定、三之丸江御茶湯ニ罷出候処、五ツ半頃大地震初り、御庭御三之丸へ、御納戸稲垣東殿と共に駈出候所、暫震ひ漸々取り、其後御納戸浮気範三被参、拙者共ハ御霊社辺ヲ見廻り申候、依貴様は被引可申旨、依之御茶湯取仕舞引取道すから、追手之水はけへ汐込入有様、誠に浪引之早き事、只事ならずと走帰り、会所下広場迄参り候処、家内不残其場に集り、御隣之衆と共に居申、宅は岩崎割場釜屋之奥、饅頭屋蔵阿波屋の後ろに当る、五間ニ二間半之御長屋、隣リハ須藤仁八、其次は堤八九郎、然ルに汐之高き事由断ならずと申候得共、皆々御中間初左様成事ハ無之、井水も不減、汐も静成候と皆々被申ニ付、多葉粉を吞杯いたし、其中ニも地震折節震ひ、家

へも不這入、とや角仕るうちニ津浪くと呼り、大騒動ニ成り、家内之者は、会所山へ為登、下拙は其俣家へ走り行疊杯積上、其内ニ親谷右衛門自身之部屋へ行、道具取出し、御中間迫子村吉之助と申者参り、葛籠杯負出し、彼是する内ニ最早汐先表へザブザブ入込、居る事叶はず、手ニさわる物壺ツニツ持、会所山へ逃登り、汐先満高床より三尺上り、其内汐引かけ候ニ付、吉之助申様、津浪又返し来ルも不知、此間ニ少しにても道具を出し可申と、夫より又刺替大小夜具杯出し、地震やら浪やらにて、裏之納屋倒れ、惣躰床板も浮上り足之踏所も無之、障子・唐紙杯不動へシ折へシ折道具を出し、其内又二ノ汐参り、又会所へ逃げ、引かけニ又道具を出し、三ノ汐参り、又逃杯いたし、又四ツ汐参り、此度ハ汐之勢甚強く成、其勢ひ何かわいたまるべき、御作事小屋辺より、平押ニ押、家も塀も皆倒れニ成り来り、見て居間ニ御鷹部屋御長屋屋根瓦之俣、御堀之辺迄流れ、其内ニ割場辺ズブズブと皆汐ニ入流れ、見る間ニ我家も何之事なく倒れ、残る処ハ割場役所釜屋東部屋残り、汐高一丈余と相見へ申候、我家は流れ不申、只倒れ伏、依之、道具杯は汐入なから大てい有之候得共、親谷右衛門部屋ハ、町屋之塀之上へ、橋に掛り候程之事故、衣類・道具ニ流失申候、中々片付る事ハ不能、御城へ罷出候と存、妙性寺山より下り中横町通横町へ出、同町も町中ニ舟やら木やら、通り候事も六ヶ敷難義いたして、横町口御門へ入、太鼓坊より御庭へ出申候、本町口御門も倒れ、相橋も落、御塀内逃共ニ崩れ、誠ニ訳も無き有様ニ候、其日は会所山之垣逃甚八之畑ニ、流失家無之者寄合、逃ニ而夜を明し申候、五ツ日より二之丸御番か初り、御寝ず御庭廻り、家を片付ル事も不出来、差当り喰物無之、御上より焼出し飯を被下、親共其掛り会所詰切、道具杯大ニ盗まれて出し候道具も置場無之、会所御白州杯へ置申候、親類方へ遣し度候得共、運び候事も不叶、頼む人はなし、誠十方ニ暮、妻ハ子供ニ掛りながら三[字不明]衣類汐出し申、其世話敷事昼夜ヲ忘れ、漸甚八畑へ小屋を催合ニ建、雨露凌、漸九畳も敷候小家ニ三十人程之人数故、夜も長くは不成、寒くハ有、昼之勞れやらにて、大ニ苦しみ候得共、皆々風邪も不引候、十月晦日受取之御扶持米式俵、釜屋之松葉小屋ニ持込有之、右は仲仕頭へ払ひ三[字不明]半金ニも不成、焼出御飯生熟にて困り、其内御上より米壺俵ツハ被下、山小屋二十三日住、其後杉谷明長屋へ引越、其日雪降り、其長屋又御用ニ相成趣ニ而、安濟谷小池嘉蔵薄縁一人者故ニ、右ヲ同居相頼、承知之上御上へ申上、同月廿八日引越、右之御長屋も大披損故、嘉蔵諸共取片付、壁落候も不構、其暮ハ済し申候、御上より金壺兩被下、御上ニモ御難洪ニ付、御切米之内、二割上納之事、竹川彦太郎より備後表八枚呉る、流失・汐入之面々へ呉る、於嘉蔵宅ニ而汐出し物表具本杯致し、井水ハ汐入ニ而、夫故長寿寺井戸ニ而水汲候事、夜具杯幟信誓谷川水ニ而洗ひ、色々難儀いたし候也、冬之地震は、津浪来ると申事ニ候、心得べし、畳一畳も役ニ不立、瓦八百枚程損、皿鉢・家具杯は水ニ浮候て歟損しなし、台所に戸棚、釜屋之戸口ニ仰向ニ成り有、梅干瓶不知、同小瓶釜屋之椽之下ニ有、其外散り散りニ而、方々より拾ひ集め、其余は言ニ不及、大散乱之事也

各村では、元金返済まで、毎年年頭・寒暑の礼を欠かさなかった(表 1).

表 1 毎年年頭・寒暑の礼

毎年定(和具村)

- 年頭暑寒には、鯉節 生身で七百匁位のもの貳拾節
- 同、取次利吉殿へ同 生身で六百匁位のもの
- 旅宿 松坂愛宕町加嶋屋へ年頭の節四百匁位のもの土産
- 佐多村利吉殿への進物は、毎々加嶋屋へ頼入預け置候
- 市嶋様年頭の節は、袴着用用意致すべき事

(西世古氏 論文による)

一島家は、明治十八(1885)年から時計商を営んだ。しかし、明治二十六(1893)年 3 月の松阪大火で類焼した。この頃には、ほとんどの村は返済していたと思われるが、いくつかの村は、義捐金を集め見舞いに駆けつけている。

『志摩町史』・『阿児町史』・『松阪市史・15 卷史料篇・近代 2』(1983)にも同様の記述がある。

なお、一島時計店は、2004 年 8 月末で閉店した。

注

志摩郡 5 町は、合併により 2004 年 10 月 1 日から「志摩市」になった。ここでは、「志摩郡」と表記してある。